



生活困窮者自立支援事業

多久市生活自立支援センターだより



すてっぴ

第67号（2022年7月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

新型コロナウイルス感染症の感染により、発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる等の場合についても……

傷病手当金の支給の対象となります。

傷病手当金とは、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます。

《**主な支給要件**》 次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと

※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。

② 4日以上仕事を休んでいること

※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。

※待期期間には有給休暇、土日・祝日等の公休日を含みます。



《**支給期間**》 支給を始めた日から通算して1年6か月の間

※傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

《**1日当たりの支給額**》

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください！！



詳細については、当センターへお問い合わせください。また、センター相談員が自宅訪問も実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計改善支援員）・小野原（就労準備支援員）

文責：北島（主任相談支援員）